

指宿広域市町村圏組合条件付一般競争入札に係る公告

下記の建設工事について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定により、次のとおり一般競争入札を行うので、指宿広域市町村圏組合契約規則（平成6年指宿広域市町村圏組合規則第25号）第2条の規定により準用する指宿市契約規則（平成18年指宿市規則第44号）第3条の規定に基づき公告する。

平成 29 年 9 月 20 日

指宿広域市町村圏組合管理者 豊留 悦男



記

本工事では、入札参加者は入札に際し、入札書に記載された金額の決定根拠とした工事費内訳書を提出することが条件となっている。工事費内訳書を提出しない入札参加者、工事費内訳書が未提出であると認められる入札参加者の入札は無効の対象となるので、注意すること。

工 事 発 注 表				
1 入札に付する事項	番 号	工事第1号	工 事 種 別	土木一式工事
	工 事 名	池田湖取水井戸埋設工事		
	工 事 期 間	平成29年11月30日まで		
	工 事 場 所	指宿市池田地内	所 管 部 署	事務局 企画係
2 工 事 概 要	取水井戸埋設工事 1.0式			
3 入 札 参 加 条 件	指宿市建設工事請負業者格付名簿「土木一式工事D級」に登録されている者又は南九州市建設工事格付名簿「土木一式工事D級」に登録されている者のうち南九州市頰娃町の区域で登録がある者			
4 入 札 参 加 資 格 (全ての条件を満たすこと。)	(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者 (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を有する者で、指宿広域市町村圏組合（以下「組合」という。）、指宿市又は南九州市の競争入札参加資格の登録を受けている者 (3) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の期間中でない者 (4) 組合が公告の際に提示した条件等に適合する者 (5) 当該工事に建設業法第19条の2に規定する現場代理人及び同法第26条に規定する主任技術者、監理技術者等を適正に配置することができる者 ※注意事項(1) (6) 公告から入札時までの期間において、指宿市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成20年指宿市告示第99号）又は南九州市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成19年南九州市告示第27号）の規定に基づく指名停止を受けていない者 (7) 指宿市又は南九州市に納税義務がある入札参加者の場合は、市税等の滞納がない者 (8) 手形交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止等の事実がない者 (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の決定を受けていない者若しくは更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の決定を受けていない者若しくは再生手続開始の申立てがなされていない者 (10) 前各号に掲げるもののほか、建設業法等の法令、規則等に違反していない者			
5 入 札 方 法	紙入札により行うものとする。			
6 入 札 参 加 申 込 み	申 込 方 法	入札参加申込書（第1号様式）により、指宿広域市町村圏組合事務局まで申し込むものとする。ただし、郵送等による申込みの場合は、一般書留、簡易書留又はこれらに類するいずれかの方法による。 ※様式は、指宿広域市町村圏組合ホームページに掲載してあります。		
	申 込 期 間	平成29年9月20日 午前9時 ～ 平成29年10月2日 午後5時		

7	入札参加資格確認通知日時	入札参加資格等の要件を満たさなかった者のみに入札参加資格対象外通知書により通知する。		
8	契約条項及び設計図書等の閲覧	契約条項	事務局 企画係	
		設計図書等	本公告の日の午前9時から平成29年10月3日の午後5時まで、組合事務局において閲覧する。	
		電子データの有無	無	電子データでの受取りを希望する場合は、USBメモリーを持参すること。
9	設計図書等への質問	提出方法・期限	FAXで受付 平成29年10月2日 午後5時まで ただし、提出は設計図書等に対する質問書（第2号様式）によるものとする。 ※様式は指宿広域市町村圏組合ホームページに掲載してあります。	
		提出先	事務局 企画係 FAX 0993-26-2104	
10	設計図書等の質問への回答方法等	質問受理後、随時個別にFAXで回答		
11	現場説明の日時及び場所	無	日時 場所	有
12	工事費内訳書の提出	入札書の投函前（委任状の提出を求める際と同時に）、工事費内訳書（第3号様式）を封入し提出すること。なお、提出された工事費内訳書は返却しないものとする。 また、提出された工事費内訳書の審査の結果、内容が標準的な積算と大幅に異なる入札参加者には、書面等により説明を求め、書面等にて回答を求める場合がある。 ※工事費内訳書等の様式は指宿広域市町村圏組合ホームページに掲載してあります。		
13	代理入札	代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。		
14	入札の日時及び場所	日時	平成29年10月4日 午前9時	
		場所	指宿広域市町村圏組合事務所2階 会議室	
15	再度入札及び再々度入札	本件が落札されない場合は、直ちに令第167条の8第4項の規定による再度入札又は指宿広域市町村圏組合契約規則第2条の規定により準用する指宿市契約規則第22条の規定による再々度入札を実施する。ただし、入札執行者が不落札を決定した場合は、この限りでない。		
16	入札保証金	免除		
17	最低制限価格	有（最低制限価格は、指宿市建設工事に係る最低制限価格の設定に関する要領（平成25年10月1日改正）の例により設定する。）		
18	低入札価格調査に係る調査基準価格	無		
19	入札書記載金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。		
20	無効入札	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) 入札に参加する資格がない者がした入札 (2) 記名押印がない入札書による入札 (3) 入札参加申込書を提出していない者がした入札 (4) 入札書記載の金額、氏名その他入札要件が確認し難い入札書による入札 (5) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札 (6) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札 (7) 同一事項について2通以上の入札をした者の入札 (8) 他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の入札者の代理をしてした入札 (9) 談合その他の不正な行為があったと認められる入札 (10) 工事費内訳書が未提出の場合又は未提出であると認められる場合の入札 (11) その他入札条件に違反したと認められる者のした入札		

21 落札者の決定	<p>予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合は、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。</p>
22 契約保証金	<p>契約金額の100分の10以上（ただし、契約金額が500万円以下の場合は免除）</p> <p>契約保証の手段は次の各号のいずれかの方法とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 契約保証金（金銭） (2) 利付国債 (3) 銀行等の保証 (4) 前払保証事業会社の保証 (5) 公共工事履行保証証券による保証 (6) 履行保証保険契約の締結
23 前払金	無
24 落札後の契約書等の提出	<p>落札者は、落札決定通知を受けた日から7日以内に、契約書並びに消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を提出しなければならない。ただし、当該届出書の提出を要しないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>なお、期間が経過した場合は、落札者が、契約の締結をしない旨を申し出たものとみなす。</p>
25 入札参加者が1者の場合の取扱い	入札参加者が2者に満たない場合は、入札を中止し、当該参加者にその旨を連絡する。
26 ※ 注意事項	<ol style="list-style-type: none"> (1) 主任技術者及び監理技術者は、入札参加申込日以前3か月以内に雇用された者ではないこと。 (2) 提出した入札書の手直し、引換え又は撤回をすることはできない。（令第167条の8第3項） (3) 入札結果の公表は、指宿広域市町村圏組合ホームページへの掲載及び事務局での閲覧とする。